見守り

新鮮情報

第186号

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレット

を購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば**霊能者**が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「**先祖の供養**をしたほうがよい。しないと親や子ど

もに災いが降りかかる」などと言われ、洗脳され

たようになって50万円振り込んでしまった。

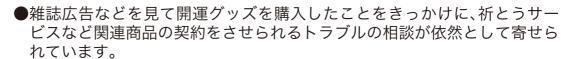
その後も 祈とうが必要だと言われ、

300万円 振り込むように要求された。

「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに**高額な請求**にあかしいのではないかと思い始(めた。(60歳代 女性)



ひとこと助言





- ●事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらう必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- ●お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないこと を理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- ●電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄